

新	旧
<p>序文</p> <p><u>お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)</u>とポイントサービスにかかる取引を行う場合は、この規定(以下「本規定」といいます。)<u>における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。</u></p>	<p>【新規追加】</p>
<p>第2条(ポイントの付与)</p> <p>当社は、当社所定の取引について、<u>当社 WEB サイトで公表する所定の条件により、当社が指定する日(以下「ポイント付与日」といいます)</u>にお客さまにポイントを付与できるものとします。(中略)【以下削除】</p>	<p>第2条(ポイントの付与)</p> <p>当社は、当社所定の取引について、<u>当社所定の条件により、当社の任意で</u>お客さまにポイントを付与できるものとします。(中略)当社は、個人のお客さまに限り、当社商品、サービスのご利用状況に応じてボーナスポイントを付与できるものとします。</p>
<p>第3条(ポイントに係る情報提供)</p> <p>当社は、当社所定の方法により、保有ポイント数などのお客さまの<u>ポイントに係る当社所定の</u>情報を提供します。(以下略)</p>	<p>第3条(ポイントに係る情報提供)</p> <p>当社は、当社所定の方法により、保有ポイント数などのお客さまの<u>ポイントに係る情報を当社所定の範囲</u>において提供します。(以下略)</p>
<p>第4条(ポイントの利用)</p> <p>1. お客さまは、当社所定の手続きにより、次条に定める有効期限到来前の<u>ポイント</u>を、当社所定の交換比率および交換条件で、<u>現金又は当社指定の他社が提供するポイントサービスのポイント(以下「現金等」といいます)</u>と交換することができます。(以下略)</p>	<p>第4条(ポイントの利用)</p> <p>1. お客さまは、当社所定の手続きにより、次条に定める有効期限到来前の<u>ポイント</u>を、当社所定の交換比率および交換条件で、<u>現金または当社所定の提携先のポイント(以下、「提携ポイント」といいます)</u>と交換することができます。(以下略)</p>
<p>2. <u>ポイントと現金等</u>の交換比率その他の交換条件は、(以下略)</p>	<p>2. <u>ポイントと現金および提携ポイント</u>の交換比率その他の交換条件は、(以下略)</p>
<p>第6条(ポイントの失効等)</p> <p>当社は、以下の各<u>号</u>に該当する場合、ポイントの付与および利用を取り止め、また、お客さまが保有するポイントを失効させることができます。これにより生じた損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。(中略)</p> <p>(4)お客さまが、当社に開設された<u>代表口座円普通預金</u>口座を解約した場合</p> <p>(5)お客さまが、本規約のほか各取引規定に違反した場合</p>	<p>第6条(ポイントの失効等)</p> <p>当社は、以下の各<u>項</u>に該当する場合、ポイントの付与および利用を取り止め、また、お客さまが保有するポイントを失効させることができます。これにより生じた損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。(中略)</p> <p>(4)お客さまが、当社に開設された<u>円普通預金</u>口座を解約した場合</p> <p>(5)お客さまが、本規約のほか<u>別途当社が定める各種</u>取引規定に違反した場合</p>
<p>第7条(ポイントの補てん)</p> <p>当社は、第三者による不正利用等により、お客さまの<u>ポイント</u>が使用された場合、当社の判断により当該ポイントの全部または一部を補てんすることがあります。</p>	<p>第7条(ポイントの補てん)</p> <p>当社は、第三者による、不正利用等によりお客さまの<u>ポイント</u>が使用された場合で、次の各号のいずれにも該当するときは、当社の判断により、当該ポイントの全部または一部を補てんすることがあります。</p>

<p>【以下削除】</p>	<p>(1) <u>お客さまがユーザーネーム、各種パスワード等の詐取・盗取に気づいてから速やかに当社へ通知が行われていること。</u></p> <p>(2) <u>当社の調査に対し、お客様より十分な説明が行われていること。</u></p> <p>(3) <u>お客さまが当社に対し、警察署に被害事実等の事情説明をしていることその他の詐取・盗取にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。</u></p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補てんの対象外とします。</p> <p>1. <u>お客さまご本人に対して交換された現金等の交付が行われた場合(交換された現金の振込先がお客さま名義の口座であった場合および交換されたポイントがお客さまの名義に付与された場合を含みます)</u></p> <p>2. <u>同居もしくは生計を一にする配偶者、または二親等内の親族(以下「家族等」と言います)に対して交換された現金等の交付が行われた場合(交換された現金の振込先がお客さまの家族等の名義の口座であった場合および交換されたポイントがお客さまの家族等の名義に付与された場合を含みます)</u></p>
<p>【削除】</p>	<p><u>第 8 条(禁止事項)</u></p> <p><u>お客さまは、ポイントおよびポイント利用に係る権利を第三者に貸与、譲渡し、または担保の用に供してはならないものとします。</u></p>
<p>【削除】</p>	<p><u>第 9 条(公租公課)</u></p> <p><u>ポイントの付与、利用にともない発生する公租公課は、お客さまが負担するものとします。また、公租公課に関する申告および納付は、お客さまの責任において行うものとし、当社は一切責任を負いません。</u></p>
<p>第 10 条(規定の準用)</p> <p><u>本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。</u></p>	<p>第 12 条(規定の準用)</p> <p><u>この規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。</u></p>
<p>第 13 条(規定の変更)</p> <p><u>当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。</u></p> <p><u>(1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。</u></p>	<p>第 11 条(規定の変更)</p> <p><u>当社は、この規定の内容を変更することがあります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</u></p> <p><u>規定の変更により、利用者に損害が生じた場合について、当社は一切の責任を負わないものとします。</u></p>

(2)変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。